

特命指定施設

(松本市城山介護老人保健施設、松本市奈川生きがい増進センターふれあいの家、
松本市奈川屋内スポーツ施設、松本市下町会館、松本市中町蔵の会館)

指定管理者候補者選定審議結果報告書

令和3年11月

松本市公の施設指定管理者選定審議会

特命指定施設（松本市城山介護老人保健施設、松本市奈川生きがい増進センターふれあいの家、松本市奈川屋内スポーツ施設、松本市下町会館、松本市中町蔵の会館）の指定管理者の候補者選定に係る審議結果について

松本市では、指定管理者の選定は公募により行うことを原則としていますが、次の場合に限っては公募を行わず、特定の団体等を指定管理者として選定できることとしています。

- 1 特定の団体が保有する高度な専門的知識による継続的な管理運営が不可欠で、他では調達できない。
- 2 地域との結びつきが強い施設で、地縁に特定される団体が管理を行って地域づくりに寄与している。
- 3 特定の団体等の寄附により設置した施設等、設置目的や経過等から管理代行者が限定される。
- 4 特定の団体等と区分所有する施設である。

これらに該当する松本市城山介護老人保健施設、松本市奈川生きがい増進センターふれあいの家、松本市奈川屋内スポーツ施設、松本市下町会館、松本市中町蔵の会館について、地方自治法第244条の2及び松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第2条及び第3条に基づく指定管理者の指定の申請を受け、松本市では指定管理者の選定を行うこととなりました。

松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、団体の提出書類をもとに書類審査を行い、指定管理者の候補者を選定しましたので、その結果について次のとおり報告します。

令和3年11月16日

松本市長 臥雲 義尚 様

松本市公の施設指定管理者選定審議会

会長 山本 綾子

1 施設の名称

松本市城山介護老人保健施設、松本市奈川生きがい増進センターふれあいの家、松本市奈川屋内スポーツ施設、松本市下町会館、松本市中町蔵の会館

2 申請団体及び特命指定する理由並びに指定期間
別表のとおり

3 各施設における申請団体の概要

(1) 松本市城山介護老人保健施設

申請団体 一般社団法人松本市医師会
会長 花岡 徹
所在地 松本市城西2丁目5番5号
設立年 明治40年
従業員数 106人
主たる業務 医道の高揚、医学及び医術の発達普及、公衆衛生の啓発指導等、検査健診センターの運営、看護師等養成所の運営

(2) 松本市奈川生きがい増進センターふれあいの家

申請団体 社会福祉法人松本市社会福祉協議会
会長 小林 弘明
所在地 松本市双葉4番16号
設立年 昭和27年
従業員数 464人
主たる業務 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査・普及・宣伝・連絡・調整及び助成、保健医療・教育その他社会福祉と関連する事業との連絡、居宅介護支援事業の経営、老人デイサービス事業の経営、特定相談支援事業・障害児相談支援事業の経営等

(3) 松本市奈川屋内スポーツ施設

申請団体 社会福祉法人松本市社会福祉協議会
会長 小林 弘明
所在地 松本市双葉4番16号
設立年 昭和27年
従業員数 464人
主たる業務 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査・普及・宣伝・連絡・調整及び助成、保健医療・教育その他社会福祉と関連する事業との連絡、居宅介護支援事業の経営、老人デイサービス事業の経営、特定相談支援事業・障害児相談支援事業の経営等

(4) 松本市下町会館

申請団体 お城下町まちづくり推進協議会
会長 藤村 吉彦
所在地 松本市大手4丁目8番11号
設立年 平成6年
会員数 212人
主たる業務 お城下町まちづくり事業の啓発活動等
まちづくりの研究・調査・研修活動等
住民の行うまちづくりについての指導・助言等
下町会館の管理運営

(5) 松本市中町蔵の会館

申請団体 中町（蔵のある）まちづくり推進協議会
会長 羽山 義輝
所在地 松本市中央2丁目9番15号
設立年 平成2年
会員数 228人
主たる業務 中町（蔵のある）まちづくり基本構想に基づく、啓蒙・
啓発活動及びまちづくりの研究・調査・研修活動
中町（蔵のある）まちづくり協定書に基づく、住民の行
うまちづくりについての指導・助言等
中町蔵の会館の管理運営

4 選定審議の内容

(1) 選定審議会の開催

ア 開催日

令和3年9月29日（水）【於：松本市役所第一応接室】

イ 出席委員（五十音順）

板倉章委員、大竹美奈子委員、金井俊道委員、澤田若菜委員、
中野嘉勝委員、古川智史委員、三好規正委員、山本綾子委員

(2) 選定審査の方法

施設所管課長から、特命指定の理由及び申請者からの提出書類が仕様書等に定める条件を満たしていること並びに選定審査基準を参考に行った一次評価について報告を受け、質疑を行いました。

そのうえで、特命指定理由の妥当性及び事業計画書の内容が以下の3つの条件を満たすものであるかを中心に審査を行い、指定管理者候補者を選定しました。

ア 事業計画書による当該施設の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画書の内容が、当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

5 選定結果

別表の申請団体を各施設の指定管理者候補者として選定しました。

6 選定に当たっての委員の意見

(1) 松本市城山介護老人保健施設

ア 退職給付引当金の計上方法について問題がないか確認されたい。

イ 人材不足が年々深刻化することが予測されるため、人材確保の工夫について検討されたい。

(2) 松本市奈川屋内スポーツ施設

高齢者の生きがいと世代間の交流促進を図る工夫を検討されたい。

以 上

別 表

特命指定申請団体及び特命指定理由並びに指定期間

施設名	申請団体	特命理由	指定期間
松本市城山介護老人保健施設	一般社団法人 松本市医師会	申請団体は、医療ケアが必要な利用者の積極的な受入れが可能であり、安定した運営の継続性が不可欠であること、また、厚生労働省から譲渡を受けた際の経過等から管理代行者が限定される場合に該当するため。	R 4. 4 ～ R 9. 3 (5年間)
松本市奈川生きがい増進センターふれあいの家	社会福祉法人 松本市社会福祉協議会	当該施設は、地域との結びつきが強い施設であり、隣接する松本市奈川デイサービスセンター、松本市奈川屋内スポーツ施設の管理者が管理運営を行うことで効率的な管理運営が図られるため。	R 4. 4 ～ R 9. 3 (5年間)
松本市奈川屋内スポーツ施設	社会福祉法人 松本市社会福祉協議会	当該施設は、地域との結びつきが強い施設であり、隣接する松本市奈川デイサービスセンター、松本市奈川生きがい増進センターふれあいの家の管理者が管理運営を行うことで効率的な管理運営が図られるため。	R 4. 4 ～ R 9. 3 (5年間)
松本市下町会館	お城下町まちづくり推進協議会	当該施設は、まちづくりの啓発活動や指導を行う重要な拠点施設であり、地域との結びつきが強い施設で、地縁に特定される団体が管理を行い地域づくりに寄与している場合に該当するため。	R 4. 4 ～ R 9. 3 (5年間)
松本市中町蔵の会館	中町(蔵のある)まちづくり推進協議会	当該施設は、地区のシンボルで、まちづくりの重要な拠点であり、地域との結びつきが強い施設で、地縁に特定される団体が管理を行い地域づくりに寄与しているため。	R 4. 4 ～ R 9. 3 (5年間)